

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		土壌汚染対策法に基づく指示措置
根拠条例・規則等名		土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
条 項		第7条第1項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定めつくされていると認められるため。
	設定等年月日	平成30年7月5日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		